

# 第3次福井県医療費適正化計画の実績評価

令和7年3月

福 井 県

## <目 次>

### 第1章 実績評価の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 実績評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 実績評価の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 医療費の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 本県の医療費の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第3章 目標の達成状況および分析・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 一 県民の健康の保持・増進の推進に関する目標の達成状況・・・・・・・・ 5
  - 1 特定健康診査等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - (1) 特定健康診査実施率等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - (2) 特定健康診査等の実施率向上に関する主な取組み・・・・・・・・ 8
    - (3) 特定健康診査等の実施率向上に向けた取組みに対する評価・分析・・ 8
    - (4) 特定健康診査等の実施率向上に向けた課題と今後の施策・・・・・・・・ 9
  - 2 特定保健指導対象者の減少・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
    - (1) 特定保健指導対象者の減少率・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
    - (2) 特定保健指導対象者の減少率向上に向けた主な取組み・・・・・・・・ 10
    - (3) 特定保健指導対象者の減少率向上に向けた取組みに対する評価・分析・・ 11
    - (4) 特定保健指導対象者の減少率向上に向けた課題と今後の施策・・・・・・・・ 12
  - 3 特定保健指導の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
    - (1) 特定保健指導実施率・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
    - (2) 特定保健指導の実施率向上に向けた主な取組み・・・・・・・・ 17
    - (3) 特定保健指導の実施率向上に向けた取組みに対する評価・分析・・ 17
    - (4) 特定保健指導の実施率向上に向けた課題と今後の施策・・・・・・・・ 17
  - 4 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者・・・・・・・・ 19
    - (1) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の割合の減少・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
    - (2) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の割合の減少に向けた主な取組み・・・・・・・・ 20

(3) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の 割合の減少に向けた取組みに対する評価・分析	20
(4) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の 割合の減少に向けた課題と今後の施策	20
5 成人喫煙率	22
(1) 成人喫煙率	22
(2) 成人喫煙率の減少に向けた主な取組み	23
(3) 成人喫煙率の減少に向けた取組みに対する評価・分析	23
(4) 成人喫煙率の減少に向けた課題と今後の施策	24
二 医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成状況	25
1 後発医薬品の使用割合	25
(1) 後発医薬品の使用割合	25
(2) 後発医薬品の使用割合の向上に向けた主な取組み	26
(3) 後発医薬品の使用割合の向上に向けた取組みに対する評価・分析	26
(4) 後発医薬品の使用割合の向上に向けた課題と今後の施策	26
三 医療費推計と実績との比較	28
1 第3次福井県医療費適正化計画における医療費推計と実績	28
四 今後の課題および推進方策	29
1 県民の健康の保持・増進の推進	29
2 医療の効率的な提供の推進	29
3 今後の対応	29

# 第1章 実績評価の位置づけ

---

## 1 実績評価の目的

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持（Quality Of Life）および向上を確保しつつ、国民の健康の保持・増進および良質かつ適切な医療の効率的な提供に向け、それぞれ政策目標を設定し、これらの目標の達成を通じて、将来的な医療費の伸びの抑制を図っていく必要があります。

このための仕組みとして、2006（平成 18）年の医療制度改革において、国が医療費適正化基本方針を定め、都道府県がその基本方針に即して医療費適正化計画を策定する制度が創設されました。医療費適正化計画は、県民の健康の保持・増進の推進および医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、これらの目標の達成を通じて、結果として医療費の伸びの縮減が図られることを目指すものです。

制度が創設された 2006（平成 18）年以降も、我が国は他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、2025（令和 7）年にいわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる社会を迎えます。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、質が高く効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進していくことが求められています。

本県においても、2008（平成 20）年度から 2012（平成 24）年度までの 5 年間を計画期間とする「福井県医療費適正化計画」、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 次福井県医療費適正化計画」、2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間を計画期間とする「第 3 次福井県医療費適正化計画」を策定し、生活の質（QOL）の維持・向上を確保しながら、生活習慣病の予防対策や平均在院日数の短縮などに取り組むことにより、医療費適正化を推進してきたところです。とりわけ、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康を保持していくためには、特定健康診査・特定保健指導の実施や歯と口腔の健康づくりのほか、適切な食生活の推進や運動習慣の定着化支援、禁煙対策が重要です。

この計画は、定期的にその達成状況を点検し、その結果に基づき必要な対策を実施するいわゆる PDCA サイクルに基づく管理を行うこととしています。第 3 次福井県医療費適正化計画の最終年度の翌年度に当たる本年度は、必要に応じて取組みの強化等計画の実施に活かしていくため、計画に定めた目標の達成状況および施策の実施状況に関する調査および分析を実施し、実績に関する評価（以下「実績評価」という。）を行います。

### 第3次福井県医療費適正化計画の概要

【計画期間】 2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までの6年間

#### 【基本目標】

##### 1 県民の健康の保持・増進の推進に関するもの

項目	2023（令和5）年度目標値
健診の実施率	
特定健診の実施率（40～74歳）	70%以上
後期高齢者健診の実施率（75歳～）※	70%以上
特定保健指導対象者の減少率	2008（平成20）年度比 25%以上
特定保健指導の実施率（40～74歳）	45%以上
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における70歳未満の割合の減少	40%
成人喫煙率	12% (2022（令和4）年度まで)
20歳代男性	30%
20歳代女性	6%

※ 被保険者数から生活習慣病により治療中の者等を除いた健診受診対象者における実施率

##### 2 医療の効率的な提供の推進に関するもの

項目	2023（令和5）年度目標値
後発医薬品の使用割合	80%以上

【医療費縮減効果】 31億円

## 2 実績評価の根拠

この実績評価は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第12条第1項に基づき実施するものです。

《参考：高齢者の医療の確保に関する法律 第12条》

（計画の実績に関する評価）

第12条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴いて、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

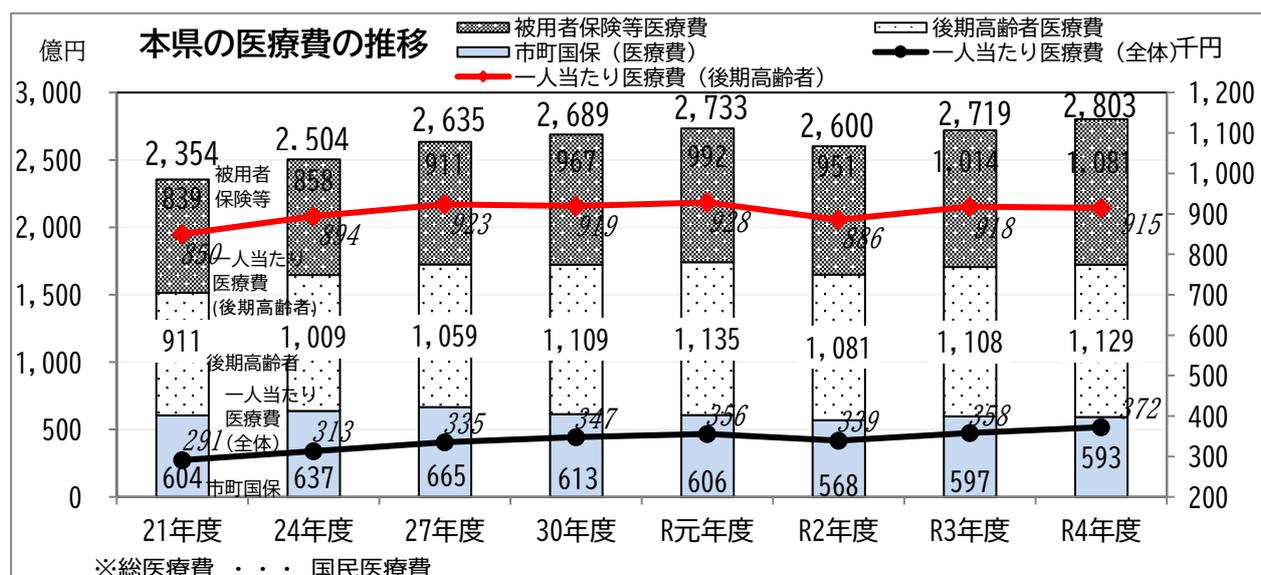
2～4 （略）

## 第2章 医療費の動向

### 1 本県の医療費の動向

本県の総医療費は、2022（令和4）年度約2,803億円であり、前年度比3.1%の伸びとなっています。

また、県民1人当たり医療費は372.3千円（全国27位）と全国平均の373.7千円を下回っています。



※総医療費・・・国民医療費

「国民医療費」「国民健康保険事業年報」「後期高齢者医療事業年報」（厚生労働省）  
「国勢調査」「人口推計」（総務省）

### 本県の1人当たり国民医療費の推移

	本県		(参考) 全国	
	1人当たり医療費	平均伸び率 (H30~R4)	1人当たり医療費	平均伸び率 (H30~R4)
2018 (H30) 年度	347.4 千円 (全国 27 位)	1.75%	343.2 千円	2.15%
2019 (R元) 年度	355.9 千円 (全国 27 位)		351.8 千円	
2020 (R2) 年度	338.9 千円 (全国 28 位)		340.6 千円	
2021 (R3) 年度	357.7 千円 (全国 28 位)		358.8 千円	
2022 (R4) 年度	372.3 千円 (全国 27 位)		373.7 千円	

「国民医療費」（厚生労働省）

2023（令和5）年度の概算医療費では、本県の1人当たり医療費は前年度比2.3%増の約373.8千円（全国28位）となっており、全国平均の約380.2千円を下回っています。

なお、概算医療費は実績の約98%に相当するため、2023（令和5）年度の総医療費は約2,838億円と推計されます。

《参考》2023（令和5）年度概算医療費の状況

	概算医療費（合計）	1人当たり医療費
福井県	2,781 億円	373,826 円
全 国	47.3 兆円	380,244 円

概算医療費（厚生労働省）、人口推計（総務省）

注 国民医療費は、その年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用の推計であり、費用とは、医療保険などによる給付のほか、公費負担、患者負担によって支払われた医療費を合算したものであるのに対し、概算医療費は、審査支払機関で処理される医療費を集計したもので、はり・きゅう、保険証忘れ等による全額自費による支払い分等の現金で給付される医療給付費は含まれません。

また、国民医療費の都道府県別医療費は患者の住所地ごとに集計を行っており、概算医療費の都道府県別医療費は患者が受診した医療機関所在地ごとに集計を行っています。

### 第3章 目標の達成状況および分析

#### 一 県民の健康の保持・増進の推進に関する目標の達成状況

##### 1 特定健康診査等の実施

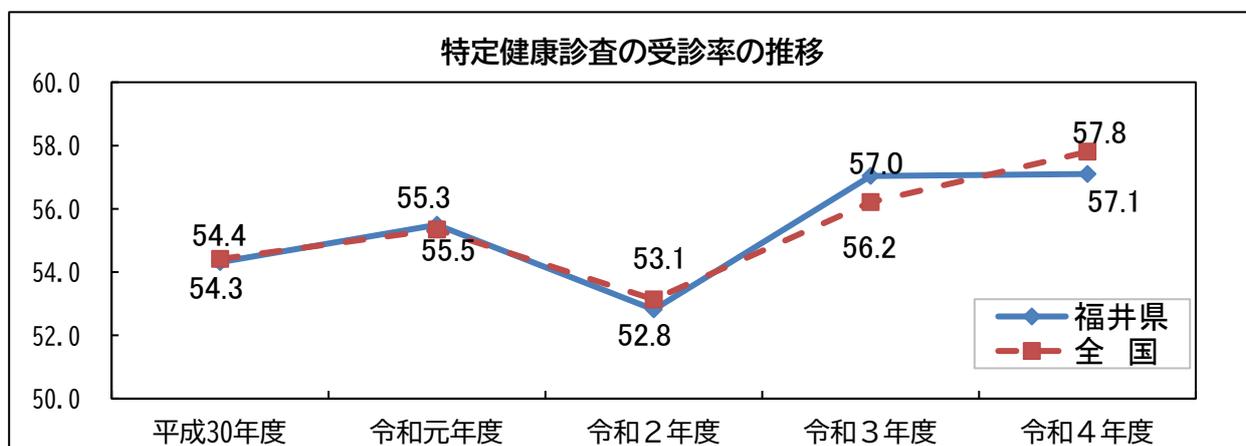
###### (1) 特定健康診査実施率等

###### ア 特定健康診査実施率

特定健康診査については、国において、2023（令和5）年度までに40歳から74歳までの対象者の70%以上が受診することを目標として定めており、2022（令和4）年度は、特定健康診査の対象者約5,192万人に対し受診者は約3,002万人であり、実施率は57.8%でした。

本県においても、国と同様の目標を定めており、2022（令和4）年度の実績は、対象者約32.7万人に対し受診者約18.7万人、実施率は57.1%（全国19位）となっています。

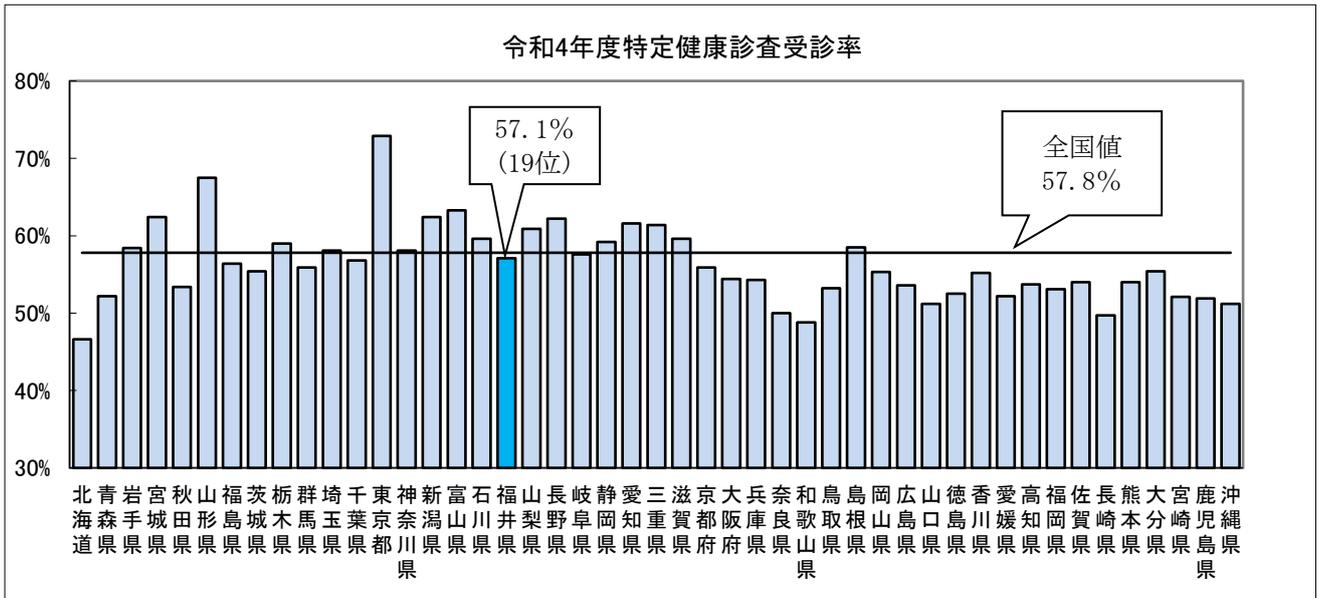
目標項目	2023（令和5）年度 目標値	2022（令和4）年度 実績
特定健診の実施率	70%以上	57.1%



###### 本県の特定健康診査対象者数および受診者数の推移

	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2018-2022 年度増減
対象者数	336,061	335,210	336,258	333,105	327,336	▲8,725
受診者数	182,525	186,035	177,594	189,995	186,826	4,301
受診率	54.3%	55.5%	52.8%	57.0%	57.1%	2.8

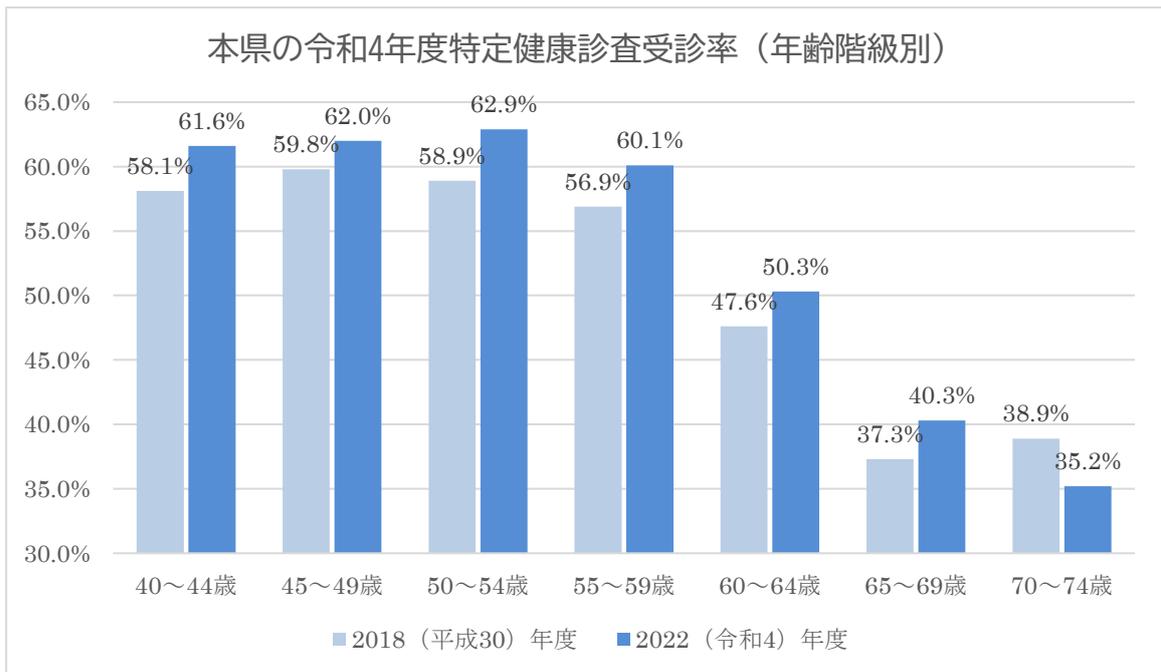
特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）



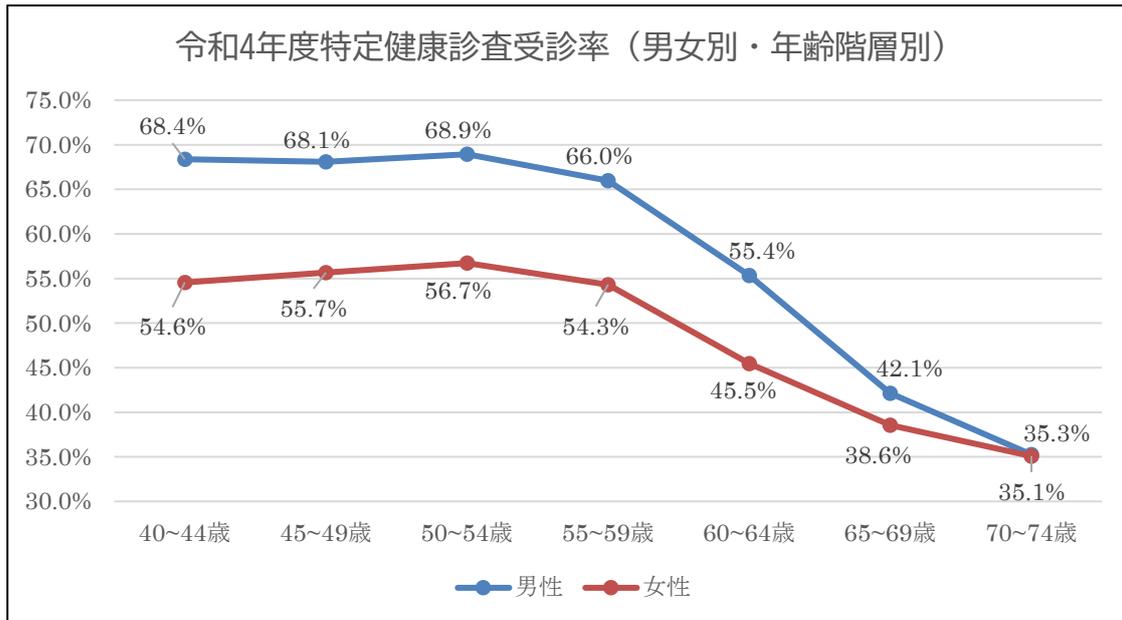
特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

本県の2022（令和4）年度受診率について、年齢階層別にみると、40歳から59歳までは概ね横ばいとなっており、60歳以降は年齢階層が上がるにつれて低下しています。2018（平成30）年度と比較すると、ほとんどの年齢階層において受診率が向上しています。

また、男女別に実施率をみると、40歳から59歳までは、女性が男性よりも10%以上低くなっていますが、年齢階層が上がるにつれて差が小さくなっています。これは、就業状況や雇用形態などによる影響と考えられます。



特定健診・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）



特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

令和4年度特定健康診査実施率（男女別・年齢階層別）

年齢区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
男性	68.4%	68.1%	68.9%	66.0%	55.4%	42.1%	35.3%
女性	54.6%	55.7%	56.7%	54.3%	45.5%	38.6%	35.1%
全体	61.6%	62.0%	62.9%	60.1%	50.3%	40.3%	35.2%

特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

### イ 後期高齢者健診実施率

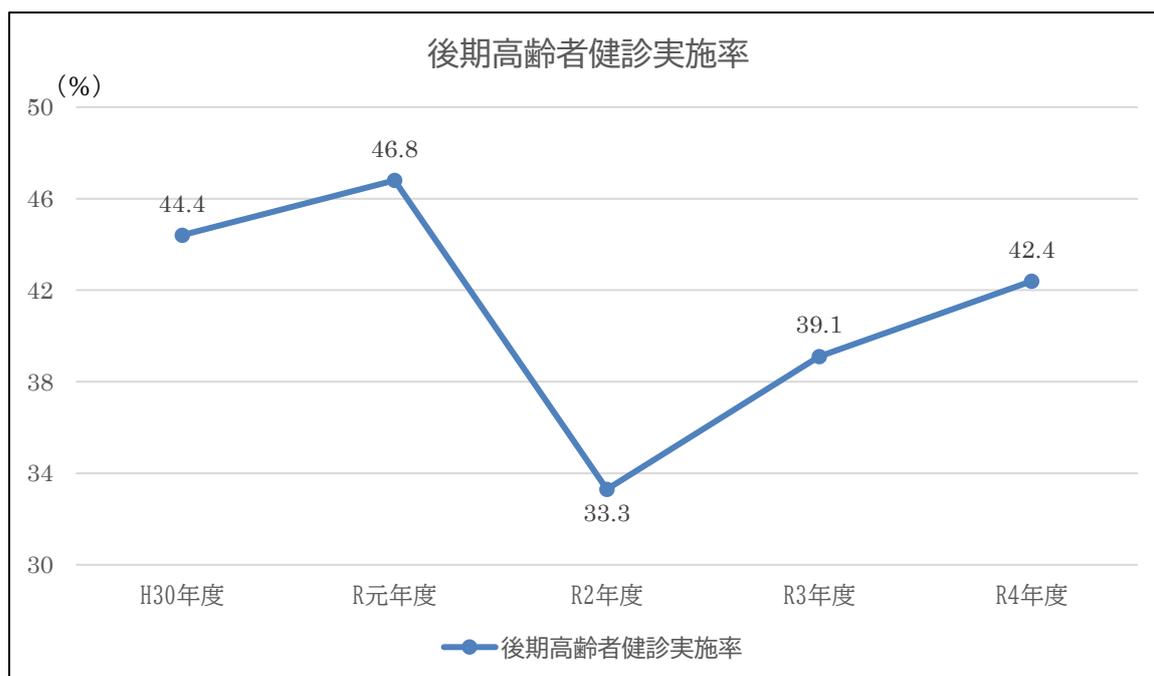
本県においては、生活習慣病等の発症や重症化予防、心身機能の低下を防止するため、第3次福井県医療費適正化計画において、2023（令和5）年度までに70%以上の人が後期高齢者健診を受診することを目標として定め、2022（令和4）年度の実績は42.4%となっております。

目標項目	2023（令和5）年度 目標値	2022（令和4）年度 実績
後期高齢者健診の実施率（※）	70%以上	42.4%

※被保険者数から生活習慣病により治療中の者等を除いた健診受診対象者における実施率

後期高齢者健診の実施率の推移を見ると、2020（令和 2）年度は 33.3%と前年度から 13.5 ポイント減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と考えられます。

2021（令和 3）年度以降の実施率は年々上がっており、2022（令和 4）年度は 42.4%と、前年度から 3.3 ポイント増加しています。一方、2019（令和元）年度の 46.8%と比べると 4.4 ポイント低く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準には達していない状況です。



県独自調べ

## （2）特定健康診査等の実施率向上に関する主な取組み

- ①特定健診未受診者や新規国保加入者、被扶養者に対する、電話や保健推進員などによる受診勧奨を実施
- ②主治医から患者に対する特定健診受診の必要性の啓発、周知を実施
- ③特定健診とがん検診の同一日実施
- ④保健師、管理栄養士等の資質向上のため、保険者協議会において特定健診・特定保健指導に関する研修会を実施（2008（平成 20）年度～）
- ⑤後期高齢者健診を実施する福井県後期高齢者医療広域連合に対する支援

## （3）特定健康診査等の実施率向上に向けた取組みに対する評価・分析

本県における特定健康診査の実施率は、目標である 70%に達していないものの、

2018（平成30）年度54.3%から2022（令和4）年度57.1%（全国19位）と2.8ポイント増加しています。

特定健診などの未受診者や新規国保加入者、被扶養者に対する受診勧奨の強化や主治医から患者に対する特定健診受診の必要性の啓発・周知が、実施率の向上に寄与しているものと考えられます。

#### （4）特定健康診査等の実施率向上に向けた課題と今後の施策

引き続き、特定健診の実施率の向上を図っていくことが必要であり、そのためには、次のような課題があると考えます。

- ◆市町国民健康保険においては、未受診者等に対する受診勧奨の強化
- ◆主な健康保険組合や協会けんぽにおいては、被保険者に比べてその被扶養者の実施率が低い傾向にあることから、被扶養者に対する受診勧奨の強化および受診機会の確保
- ◆「医療機関で治療を受けているから」「健康だから」という理由で健診を受診しない方が多いため、病気の早期発見という特定健診の目的の周知および啓発

これらの課題を踏まえて、特定健康診査の実施率を向上させるため、次のような取り組みを行っていきます。

##### 特定健康診査の実施率の向上

- ◆SNS やナッジ理論等を活用した効果的な受診勧奨の実施
- ◆特定健診などの未受診者や新規国保加入者、被扶養者に対する、電話や保健推進員などによる受診勧奨の強化（市町、保険者）
- ◆主治医から患者に対する特定健診受診の必要性の啓発・周知の実施（県、市町、関係機関）
- ◆特定健診・特定保健指導の効果的・効率的な実施のための保険者向けの研修会を開催（県、市町、保険者、県国民健康保険団体連合会）

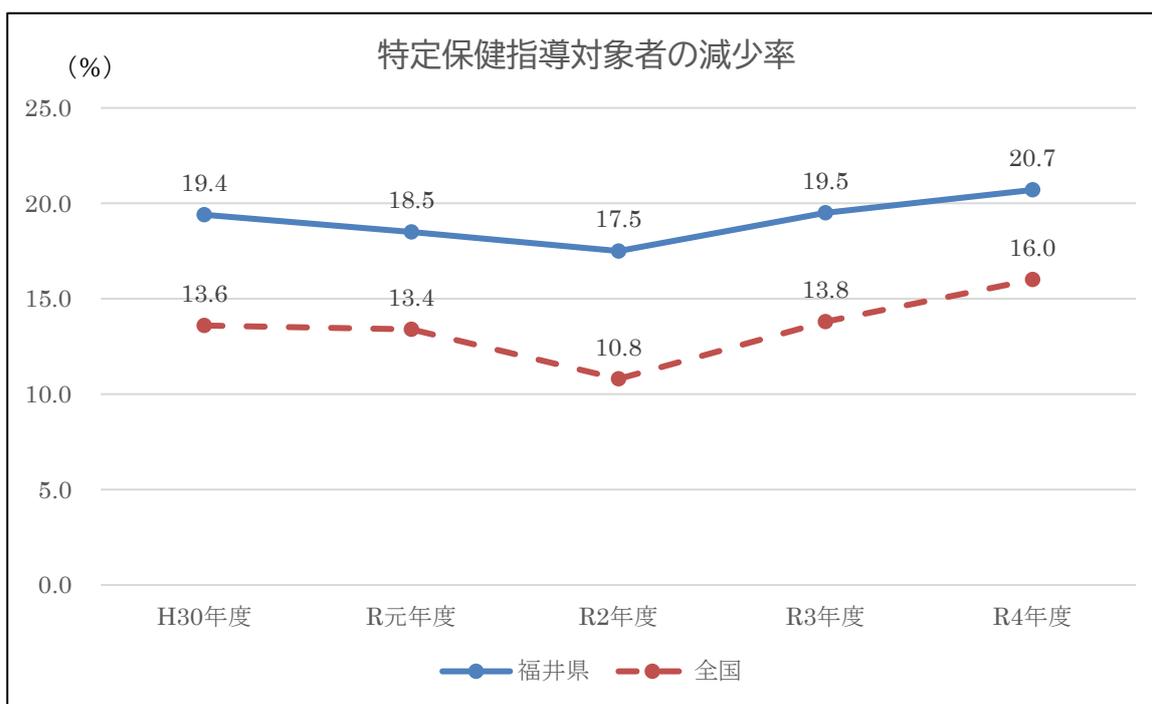
## 2 特定保健指導対象者の減少

### (1) 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導対象者については、国において、2023（令和 5）年度までにその対象者を 2008（平成 20）年度と比較して 25%以上減少させることを目標として定めていました。

本県においても、第 3 次福井県医療費適正化計画において、国と同様の目標を定めています。2022（令和 4）年度実績では、2008（平成 20）年度と比べて 20.7%の減少となっております。

目標項目	2023（令和 5）年度 目標値	2022（令和 4）年度 実績
特定保健指導対象者の減少率	2008（平成 20）年度比 25%以上	2008（平成 20）年度比 20.7%



厚生労働省提供データ

### (2) 特定保健指導対象者の減少率向上に向けた主な取組み

特定保健指導対象者を減少させるため、特定健康診査や特定保健指導の実施に加え、次のような取組みを行ってきました。

メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、

低塩分で野菜を多く使ったヘルシーなメニューを「ふくい100彩ごはん」(2020(令和2)年に「ふくい健幸美食」を改称)として認証・普及させることなどにより、食塩や野菜の摂取量を改善し、バランスの良い食生活を推進してきました。

- ①「ふくい100彩ごはん」を県内の飲食店や社員食堂、スーパーマーケット等で提供することで、外食や中食を利用する方が、健康に配慮した食事ができる環境づくりを推進し、提供店舗数および認証メニュー数を増加  
提供店舗数：224、認証メニュー数：252 (2023(令和5)年度末時点)
- ②事業所従業員に対し、食生活改善推進員による事業所訪問を通じ、減塩や野菜摂取量の増加、肥満ややせの予防・改善など、食生活や生活習慣の改善ポイントに関する知識を啓発
- ③「ふくいっ子アイデアメニューコンテスト」の実施や福井県独自の食育教材「ふくいこども食育チャレンジ」の活用、減塩を意識した給食の提供など、保育所や学校などにおける適切な栄養管理と食育の推進
- ④福井県栄養士会と連携して作成した「ふくいの在宅高齢者向け配食サービス事業の手引き」(2020(令和2)年3月)の活用や「認知症予防レシピ」の普及など、高齢者の低栄養を予防するため適切な食生活を推進

適切な運動習慣を確立するため、誰でも手軽に行えるウォーキングを通じて、運動習慣の定着および1日当たりの歩数の増加に取り組んできました。

- ①通勤や勤務中の歩数増加を促す「スニーカービズ」(2017(平成29)年度～)を推進し、2018(平成30)年度および2021(令和3)年度に「スニーカービズウォーキング大会」を開催
- ②県内ショッピングセンター5施設で「ショッピングセンターウォーキング」を実施

### (3) 特定保健指導対象者の減少率向上に向けた取組みに対する評価・分析

本県における特定保健指導対象者の減少率は、目標である25%以上に達していないものの、2018(平成30)年度19.4%から2022(令和4)年度20.7%(全国9位)と1.3ポイント向上しており、全国平均16.0%と比較すると減少率は高い状況です。

食・栄養については、低塩分で野菜を多く使ったヘルシーなメニューを「ふくい100彩ごはん」として認証する制度を実施し、健康に配慮した食事をしやすい環境づくりを推進しています。

また、運動については、運動習慣者の割合増加や1日あたりの歩数増加を目標に「スニーカービズ」の推進や「ショッピングセンターウォーキング」などを実施しています。

特定保健指導対象者の減少率の向上は、これらの取組みが寄与していることが考えられます。

#### (4) 特定保健指導対象者の減少率向上に向けた課題と今後の施策

引き続き、特定保健指導対象者の減少率向上に向け、より一層の取組みが必要であり、そのための課題としては次のようなことが考えられます。

##### <栄養・食生活>

- ◆20～30歳代の女性は、5人に1人がやせ体型である一方、20～60歳代の男性は、3人に1人が肥満体型（年代ごとに異なる課題）
- ◆食塩摂取量は増加し、野菜摂取量は減少し、ともに目標未達成の状況であることから、塩分および野菜摂取量の改善に向けた対策が必要
- ◆低栄養傾向の高齢者の割合が増加しており、65歳以上の5人に1人が低栄養傾向であり、単独世帯や夫婦二世帯などでは十分な食事の準備が難しく、粗食になりやすいこと、年齢以外にも個人差が大きいことが課題

##### <運動>

- ◆本県が実施した「2022（令和4）年度県民健康・栄養調査」によると、平均歩数について、ほとんどの世代で目標値に達していない。また、2016（平成28）年と比較すると、特に20～50歳代の女性で顕著な減少
- ◆運動習慣者の割合についても、すべての世代で男女とも目標に達しておらず、特に30～50歳代女性の割合が低い。また、2016（平成28）年と比較すると、40歳代女性で顕著な減少

これらの課題を踏まえて、次のような取組みを行っていきます。

## 歩いて健康維持・改善

- ◆アプリなどを活用し、目標歩数の達成などの健康行動に市町と連携してインセンティブを付与することにより、歩行を推進し健康行動の習慣化を促進（県、市町）
- ◆スニーカーなどでの通勤や勤務を行う「スニーカービズ」について、商工団体等を通じて事業所に広く推奨（県、関係団体）
- ◆ショッピングセンターや商店街のアーケード、公共施設などについてウェブサイトにて情報発信し、冬場の歩行を推進（県）
- ◆理学療法士等から健康的で効果的な歩き方を学ぶ機会を設けるとともに、ウェブサイトにて情報発信（県、関係団体）
- ◆ノルディックウォーキングなど安全に楽しく歩ける方法を啓発するとともに、歩きすぎによる健康リスクを周知（県）

## 減塩し適切な食塩摂取

- ◆食塩摂取量の目安が分かる塩分チェックシートや県民がよく食べている食品に含まれる食塩相当量、さらに栄養成分表示の見方等を普及啓発（県、市町、関係団体）
- ◆産学官等連携で減塩に取り組む「ふくい省塩プロジェクト」を立ち上げ、食品製造事業者や食品流通事業者等が行う減塩の取組み（減塩商品の開発や通常商品の減塩化、その商品の販売促進など）を支援（県、市町、関係団体、食品事業者）
- ◆スーパーマーケット等と連携し、通常商品よりも減塩した惣菜を開発し、そのことを訴求せずに販売することにより、県民に気づかれずに購入してもらう「こっそり減塩」作戦を実施（県、食品事業者）
- ◆塩分控えめな定食・弁当・惣菜メニューを「ふくい 100 彩ごはん」として認証し、普及啓発（県、市町、関係団体、食品事業者）

### 運動習慣の定着化支援

- ◆小学校において、1日1時間以上体を動かす「アクティブワン運動」を実施するとともに、タブレット端末を利用し小学生自ら運動に取り組む意欲を引き出し、運動習慣の定着と体力向上を促進（県）
- ◆職場の休憩時間等にできる運動の講習会を開催し、働き盛り世代の運動習慣の定着を促進（県、保険者）
- ◆生涯を通じてスポーツに取り組めるよう、スポーツ・レクリエーションへの参加を促進（県）
- ◆働き盛り世代からのフレイル予防を推進（県）
- ◆フレイルチェックにより、筋力の衰え等を早期に発見し、市町が実施する体操教室などの介護予防の取組みと組み合わせた高齢者の自発的な健康づくりを促進（市町）

### 適切な食生活の推進

- ◆妊娠前の若年女性のやせや低栄養、乳幼児への食育など母子栄養に関する正しい知識の普及（県、市町、関係団体）
- ◆小中高等学校において、バランスの良い食事や朝ごはんの重要性、うま味等の味覚と減塩の関係性、地産地消などの授業を通じた望ましい食生活の定着（県、市町）
- ◆塩分控えめで野菜を多く使用した「ふくい 100 彩ごはん」を認証し、健康的な食事を普及（県、市町、関係団体、食品事業者）
- ◆食・栄養に関する出前講座等を通じて、適正体重や必要な栄養素の理解と適切な食生活に関する知識を普及（県、関係団体）
- ◆食生活改善推進員による事業所訪問を通じて、従業員に対して栄養バランスの取れた食事や減塩の必要性等を普及（県、関係団体）
- ◆県栄養士会が設置する「栄養ケア・ステーション」と連携し、食環境づくりの推進や地域に密着した栄養相談を充実（県、関係団体）

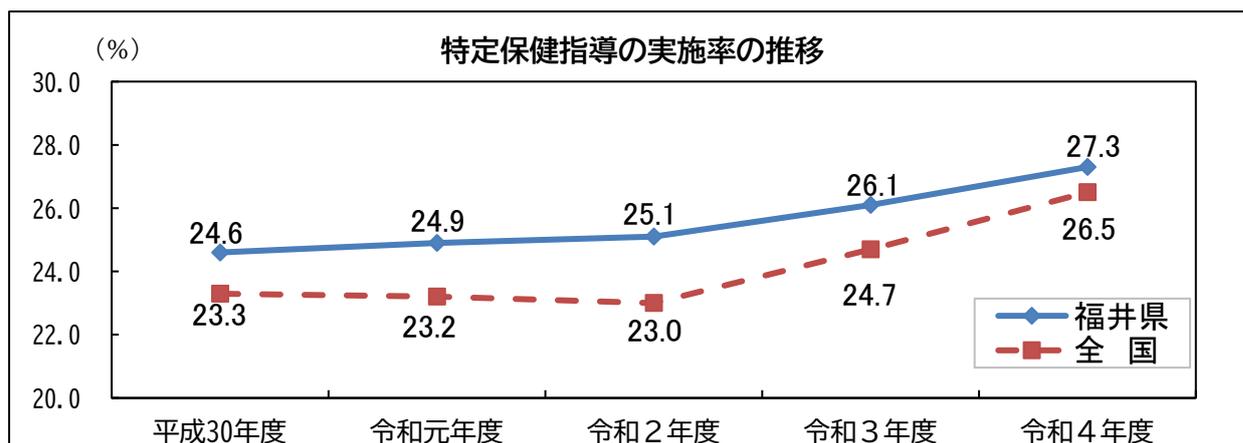
### 3 特定保健指導の実施

#### (1) 特定保健指導実施率

特定保健指導については、国において、2023（令和 5）年度までに当該年度に特定保健指導が必要と判定された対象者の 45%以上が特定保健指導を受けることを目標として定めており、2022（令和 4）年度は、特定保健指導の対象者約 509 万人に対し特定保健指導を終了した者は約 135 万人であり、実施率は 26.5%でした。

本県においても、第 3 次福井県医療費適正化計画において、国と同様の目標を定めており、2022（令和 4）年度の実績は、対象者約 3 万人に対し終了者約 9 千人、実施率は 27.3%（全国 25 位）となっています。

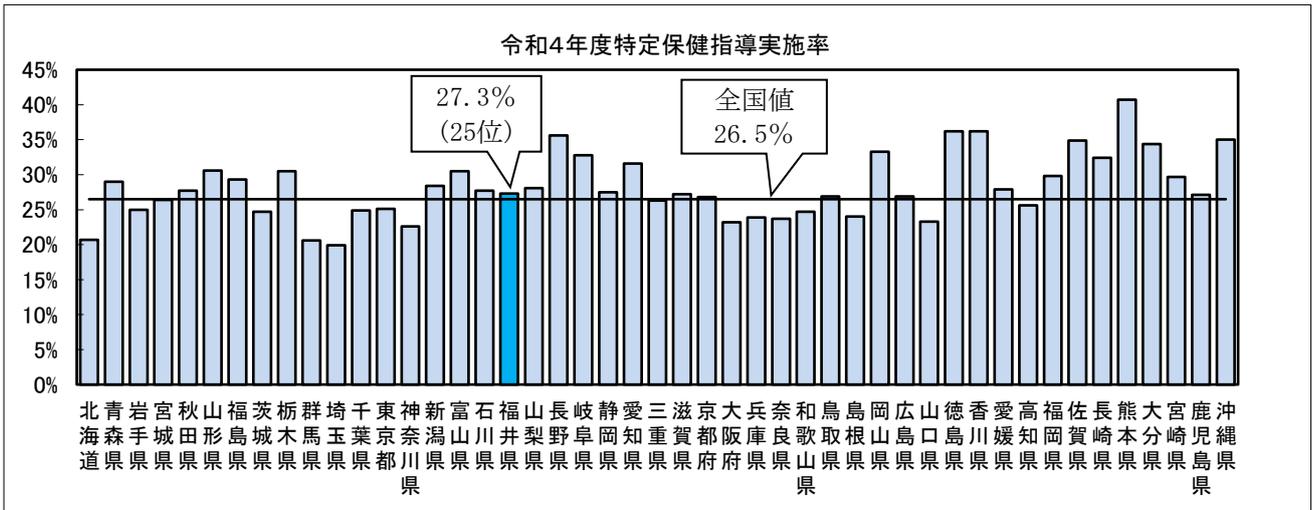
目標項目	2023（令和 5）年度 目標値	2022（令和 4）年度 実績
特定保健指導の実施率	45%以上	27.3%



本県の特定保健指導対象者数および終了者数の推移

	2018（平成 30）年度	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度	2018-2022 年度増減
対象者数	32,219	33,215	32,519	33,707	32,813	594
終了者数	7,928	8,270	8,175	8,788	8,960	1,032
実施率	24.6%	24.9%	25.1%	26.1%	27.3%	2.7

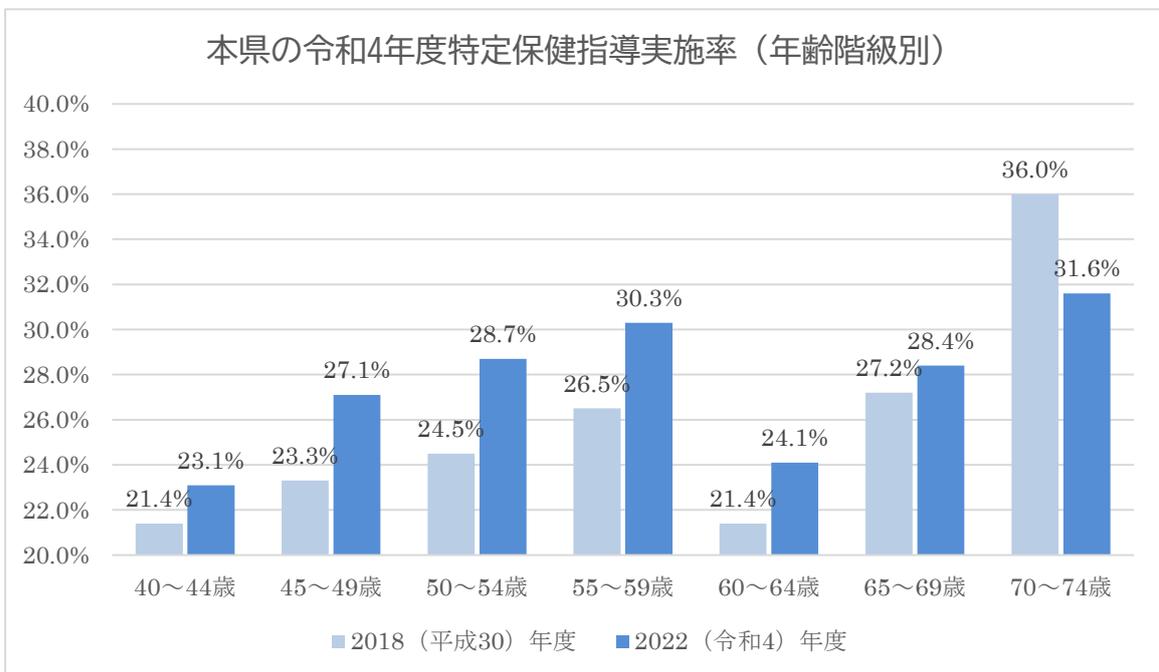
特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）



本県の実施率について、年齢階級別にみると、70歳から74歳の階級が31.6%と最も高くなっており、40歳から44歳の階級が23.1%と最も低くなっています。

2018（平成30）年度と比較すると、69歳までの各階級で実施率が向上しています。

また、男女別に実施率をみると、50歳から54歳の階級および65歳以降の階級では男性の実施率が女性より低くなっており、49歳までの各階級および55歳から64歳までの各階級では女性の実施率が男性より低くなっています。



特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

### 令和4年度特定保健指導実施率（男女別・年齢階層別）

年齢区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
男性	23.3%	27.2%	28.6%	30.4%	24.1%	27.5%	29.5%
女性	21.9%	26.8%	28.9%	30.0%	24.1%	30.8%	36.3%
全体	23.1%	27.1%	28.7%	30.3%	24.1%	28.4%	31.6%

特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）

#### （2）特定保健指導の実施率向上に向けた主な取組み

- ①特定健診受診時に特定保健指導の初回面接の実施や、保健師等の訪問による特定保健指導を実施
- ②保健師、管理栄養士等の資質向上のため、保険者協議会において特定健診・特定保健指導ステップアップ研修会を実施（2008（平成20）年度～）【再掲】

#### （3）特定保健指導の実施率向上に向けた取組みに対する評価・分析

本県における特定保健指導の実施率は、目標である45%に達していないものの、2018（平成30）年度24.6%から2022（令和4）年度27.3%（対象者：32,813人、実施者：8,960人、全国25位）と、2.7ポイント増加しており、第3次計画期間における実施率は常に全国平均を上回っています。

実施率が増加した要因として、健診結果を直接手渡す際に初回面接を実施したり、保健師等が訪問して利用を勧奨したりするなど、対象者と対面したうえで指導の必要性を伝える勧奨方法が実施率の向上に寄与しているものと考えられます。

また、休日や夜間、利用者の希望時間に指導を実施するなど、対象者の都合に合わせた指導が可能な体制を整えていることも効果的であると考えられます。

#### （4）特定保健指導の実施率向上に向けた課題と今後の施策

特定保健指導の実施率向上に向けてより一層の取組みが必要であり、次のような課題があると考えます。

- ◆対象者の行動変容につながる効果的な保健指導の実施
- ◆指導を受けやすい体制整備

この課題を踏まえて、特定保健指導の実施率を向上させるため、次のような取組みを行っていきます。

### 特定保健指導の実施率の向上

- ◆医療機関から特定健診に相当する診療情報の提供を得て、保健指導の機会につなげ、個人の健康管理を充実させるとともに実施率を向上（県、保険者、関係団体）
- ◆特定健診当日や訪問による特定保健指導の実施（保険者）
- ◆特定保健指導対象者の行動変容につながる、より実効性の高い保健指導のため、市町を支援するとともに、ICT（情報通信技術）や PHR（パーソナルヘルスレコード）を活用するなど効率的な保健指導のあり方を検討（県、保険者、国民健康保険団体連合会）

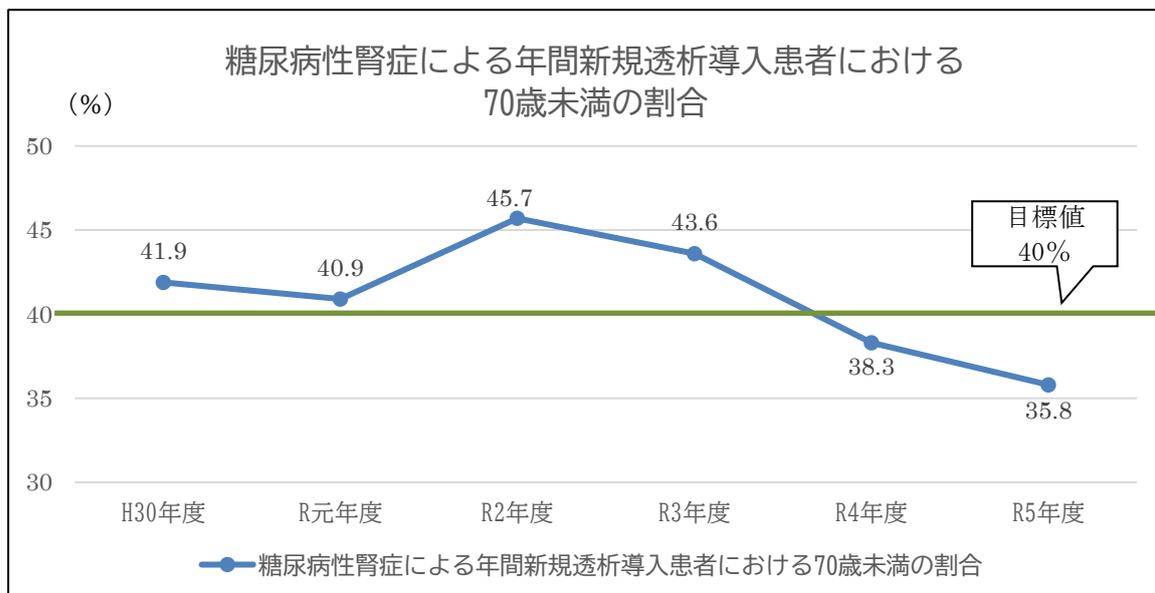
## 4 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者

### (1) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における70歳未満の割合の減少

生活習慣病等の重症化予防については、国において、各都道府県において糖尿病等の重症化予防の目標を設定し取り組むこととされています。

本県においては、糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における70歳未満の割合を40%以下とすることを目標として定めており、2023（令和5）年度は35.8%でした。

目標項目	2023（令和5）年度 目標値	2023（令和5）年度 実績
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における70歳未満の割合の減少	40%	35.8%



### 本県の糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の推移

	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2018-2023年度増減
患者数	105	149	138	133	162	120	15
(再掲) 70歳未満							
患者数	44	61	63	58	62	43	▲1
割合	41.9%	40.9%	45.7%	43.6%	38.3%	35.8%	▲6.1

透析医療提供体制等に関する調査（福井県独自調査）

(2) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の割合の減少に向けた主な取組み

- ①「福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、糖尿病および慢性腎臓病（CKD）について確実に治療につなげる連携体制の構築を支援
- ②専門的な医療を行う医療機関等の専門医とかかりつけ医が連携して診療することや糖尿病連携手帳を活用した病診連携を推進
- ③福井県透析施設ネットワークの協力を得て、市町毎の新規の透析患者を把握できるように新規透析患者数を把握。新たな透析患者の発生状況の確認と市町の重症化予防事業の評価に活用

(3) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の割合の減少に向けた取組みに対する評価・分析

糖尿病性腎症による年間新規透析患者における 70 歳未満の割合については、2023（令和 5）年度実績において 35.8%と、目標の 40%以下を達成しています。

目標値を達成した要因として、糖尿病および慢性腎臓病について確実に治療につなげる連携体制や、専門医とかかりつけ医が連携する病診連携などの推進が寄与していることが考えられます。

(4) 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における 70 歳未満の割合の減少に向けた課題と今後の施策

本県においては、第 3 次福井県医療費適正化計画の目標を達成しましたが、更なる改善のためには、次のような課題があると考えます。

- ◆糖尿病を強く疑われる者や糖尿病有病者のうち、重症化リスクが高い者に対する糖尿病性腎症重症化予防の取組みの推進

この課題を踏まえて、次のような取組みを行っていきます。

糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における  
70歳未満の割合の減少に向けた取組み

- ◆「福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を活用し、糖尿病や慢性腎臓病の発症や重症化のリスクがある者を確実に医療につなげる体制を強化
- ◆かかりつけ医と専門医との連携や糖尿病連携手帳を活用した情報共有の推進
- ◆特定健診当日や訪問による特定保健指導の実施（保険者）【再掲】
- ◆特定健診・特定保健指導の効果的・効率的な実施のための保険者向けの研修会を開催（県、市町、保険者、国民健康保険団体連合会）【再掲】

## 5 成人喫煙率

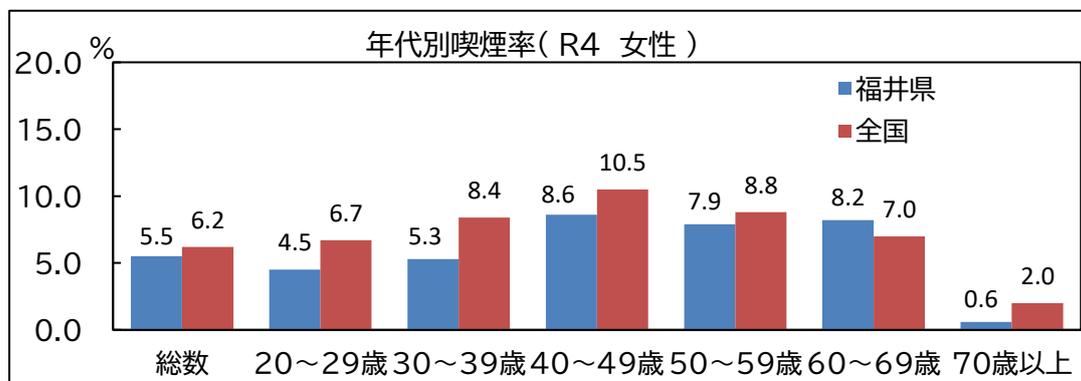
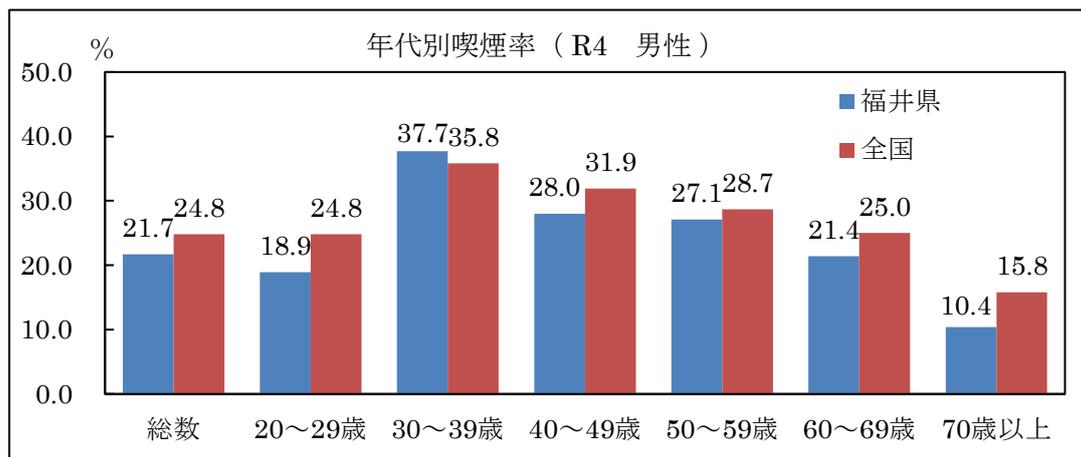
### (1) 成人喫煙率

成人喫煙率については、国において 2022（令和 4）年度までに 12%とする目標値が掲げられています。

本県においても、「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」〔2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度〕において国と同様の目標を定めており、2022（令和 4）年度の成人喫煙率は 12.8%となっています。

目標項目	2022（令和 4）年度 目標値	2022（令和 4）年度 実績
成人喫煙率	12%	12.8%

本県の成人喫煙率を年齢階級別にみると、男性では 30 歳代が 37.7%と最も高く、女性では 40 歳代が 8.6%と最も高くなっています。



2022（令和 4）年国民健康・栄養調査（厚生労働省）、2022（令和 4）年県民健康・栄養調査（県）

## (2) 成人喫煙率の減少に向けた主な取組み

### ア たばこの害の普及啓発

- ①世界禁煙デー（5/31）および禁煙週間（5/31～6/6）における啓発活動、活用する啓発物の作成
- ②学校での講義や学校祭、健康フェア等各種イベントにおいて未成年から大人まで広い世代に向けてたばこの害について普及啓発
- ③民間団体が実施する「小中学校禁煙ポスターコンクール」等の活動支援
- ④小・中・高校の児童生徒に対し、親と一緒に考え学ぶことができるよう授業後に持ち帰る教材を作成、配布
- ⑤市町において、母子健康手帳交付時や妊婦健診、親教室、子どもの健診などの機会を活用し、妊産婦およびその家族に対してはたばこの害に関する啓発、喫煙者に対しては禁煙指導を実施

### イ 禁煙指導および禁煙支援

- ①市町の特定健診等において禁煙を希望する者に対する禁煙外来の紹介
- ②大学や企業に対して新入生や職員を中心とした研修の要請、また、スモーカーライザーの貸出やパンフレットの提供（大学に対しては、がん検診受診啓発も含めた出前講座を実施）
- ③企業の健康経営の推進にあわせ、従業員の禁煙支援に取り組む企業に対する助成

### ウ 受動喫煙防止対策

- ①飲食店を始め県内の事業所に対し屋内禁煙を要請し、禁煙か分煙かがわかる表示ステッカーの掲示を推進することで、受動喫煙防止対策を強化
- ②県庁舎の完全敷地内禁煙の推進、市町官公庁での建物内禁煙の要請  
建物内禁煙：県、17市町
- ③健康増進法の周知および相談支援、通報等への対応

## (3) 成人喫煙率の減少に向けた取組みに対する評価・分析

本県における成人喫煙率は、目標である12%に達していないものの、2016（平成28）年度20.9%から2022（令和4）年度12.8%と、8.1ポイント減少しています。

県では、たばこ対策として、入学や入社を機に新たに喫煙することがないよう、大学や企業に研修の実施を要請し、指導資材を提供する取組みや、小・中・高校の児童生徒に対する喫煙防止の啓発を図る取組み、受動喫煙防止対策の取組みなどを行ってきました。

#### (4) 成人喫煙率の減少に向けた課題と今後の施策

引き続き、成人喫煙率を減少させていくことが重要ですが、成人男性の喫煙率は 30～39 歳代が全国平均を上回っていることから、特に働き盛り世代の男性に対する禁煙対策の強化・推進に取り組むことが必要です。

また、たばこによる健康被害は、喫煙者だけでなく、その環境下で育つ子どもたちや非喫煙者にも受動喫煙という形でおよぶことから、受動喫煙防止対策に取り組むことが重要です。

これらの課題を踏まえて、次のような取組みを行っていきます。

##### たばこ対策の充実

- ◆小中高等学校の児童生徒および大学等の学生に対し、たばこの健康への影響について、出前講座等で啓発（県、関係団体）
- ◆喫煙が胎児、新生児等に影響を与えることについて妊産婦に対し情報提供するとともに、喫煙する妊産婦に対する禁煙指導の実施（県、市町）
- ◆働き盛り世代の喫煙率が高いことから、協会けんぽや健康保険組合等と協働して禁煙について働きかけ（県、関係団体）
- ◆禁煙を希望する方に対して、県のホームページや特定健診の保健指導等において、禁煙外来や相談窓口への紹介（県、保険者）
- ◆望まない受動喫煙を防止するため、多くの人が集まるイベントや催事場、観光地、駅などで、喫煙所まで誘導する表示や案内を強化（県、関係団体）
- ◆官公庁での建物内禁煙の実施、敷地内禁煙の推進（県、市町）
- ◆県は、「福井県受動喫煙防止対策協議会」の参加機関として、「受動喫煙ゼロ宣言」に基づき、関係団体全体で取組みを推進（県、関係団体）

## 二 医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成状況

### 1 後発医薬品の使用割合

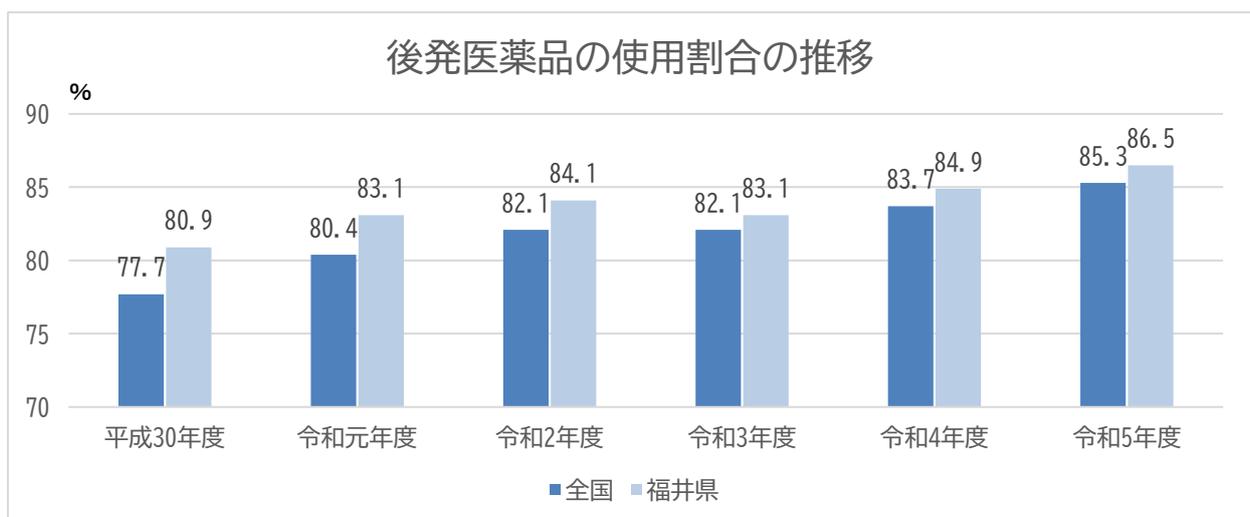
#### (1) 後発医薬品の使用割合

後発医薬品の使用割合については、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において2020（令和2）年9月までに80%とする目標が掲げられ、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においても、後発医薬品の品質および安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023（令和5）年度末までに後発医薬品の使用割合を80%以上とする目標が掲げられています。

本県においても、第3次福井県医療費適正化計画において、国の目標を踏まえ、2020（令和2）年9月までに80%以上とし、計画期間の最終年度の2023（令和5）年度まで維持することを目標としています。

厚生労働省の「調剤医療費（電算処理分）の動向」によると、本県における後発医薬品の使用割合は、2023（令和5）年度実績で86.5%（全国20位）となっており、2018（平成30）年度時点と比べて5.6ポイント増加しています。

目標項目	2023（令和5）年度 目標値	2023（令和5）年度 実績
後発医薬品の使用割合	80%以上	86.5%



調剤医療費（電算処理分）の動向（厚生労働省）

## (2) 後発医薬品の使用割合の向上に向けた主な取組み

後発医薬品の使用促進に関して、本県においては、以下のような取組みを行ってきました。

- ①「お薬手帳」を普及啓発するため、福井県薬剤師会のホームページにてメリットの情報発信、「薬と健康の週間」等のイベントでの啓発活動を実施
- ②薬局と医療機関が連携し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供することができるよう、退院時の患者情報を医療機関から薬局へ提供し、退院後の継続的指導を薬局から医療機関へフィードバックする仕組み作りを実施
- ③残薬管理や薬の副作用等について、かかりつけ医と連携しながら、かかりつけ薬局の薬剤師による服薬指導・相談を実施
- ④被保険者等に対する後発医薬品を利用した場合の医療費の差額通知の送付、後発医薬品希望カードやシール、リーフレット等の配布
- ⑤後発医薬品の安全で有効な供給体制の確立のため、後発医薬品の製造販売業者および製造業者に対する立入調査を実施
- ⑥福井県後発医薬品安心使用促進協議会において後発医薬品の適正使用の推進方策について協議し、県内医療機関の後発医薬品使用リストを作成、配布

## (3) 後発医薬品の使用割合の向上に向けた取組みに対する評価・分析

本県における後発医薬品の使用割合は、2023（令和 5）年度末実績で 86.5%と、目標の 80%を上回っています。

これは、保険者が、先発医薬品を多く使用する被保険者に対して、後発医薬品を利用した場合の医療費の差額通知を直接送付することにより、患者の意識啓発が図られていることや、後発医薬品希望カードやシール等の配布により、患者から後発医薬品使用の意思表示をしやすい環境づくりを推進したことなどが、後発医薬品の使用割合の向上の要因と考えられます。

## (4) 後発医薬品の使用割合の向上に向けた課題と今後の施策

本県においては、第3次福井県医療費適正化計画の目標を達成しましたが、今後も、後発医薬品の普及・啓発を進め、医薬品の適正使用を図るため、次のような取組みを行っていきます。

## 薬局機能の強化、後発医薬品の普及・啓発

- ◆被保険者等に対する後発医薬品等を利用した場合の医療費の差額通知の送付、後発医薬品希望カードやリーフレットなどの配布（保険者）
- ◆医薬品の品質や流通体制に対する監視指導による安全で有効な供給体制の確立（県、関係団体）
- ◆後発医薬品等を安心使用するための正しい知識の普及啓発（県、県薬剤師会、保険者）
- ◆長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の保険給付のあり方が見直され、一定の場合に後発医薬品との差額の一部が自己負担となることなど、後発医薬品等の利用促進に係る施策について周知啓発（県、保険者、関係団体）

### 三 医療費推計と実績との比較

#### 1 第3次福井県医療費適正化計画における医療費推計と実績

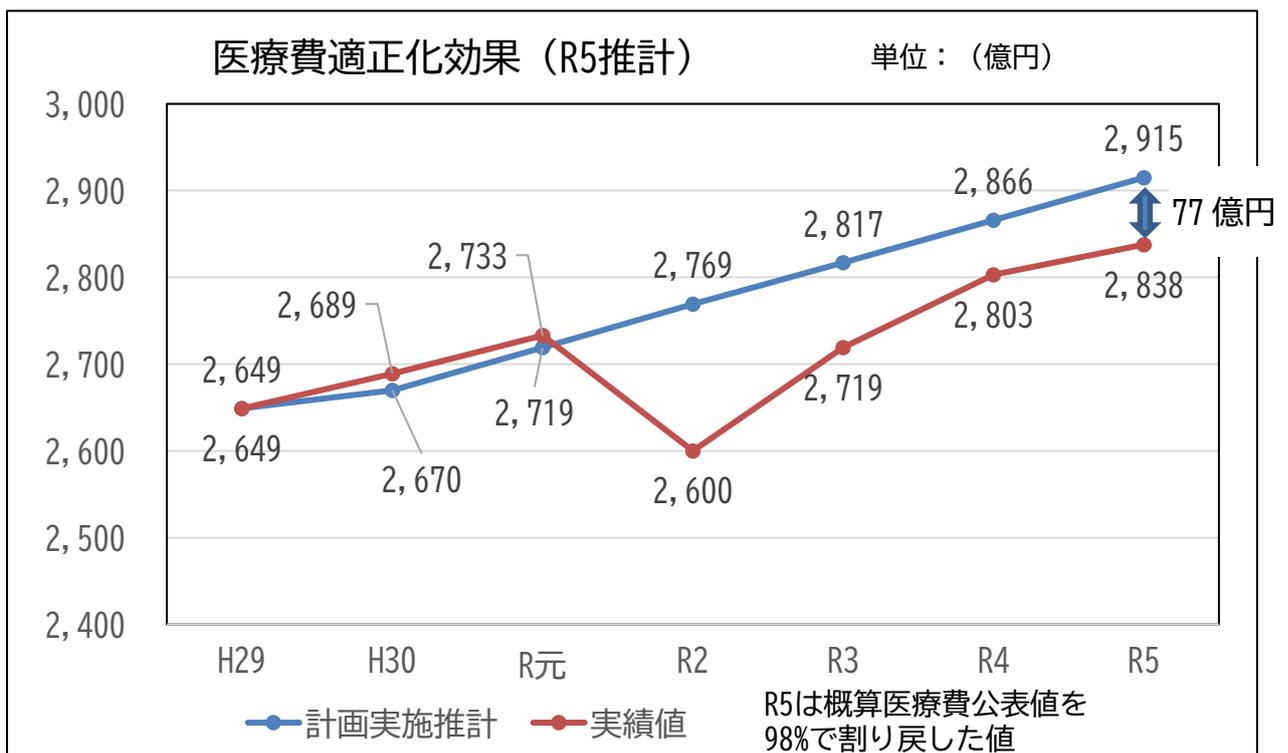
第3次福井県医療費適正化計画では、医療費適正化に係る施策を行わない場合、2023（令和5）年度には2,946億円まで医療費が増加すると推計し（適正化前）、医療費適正化に係る施策を推進することで、2023（令和5）年度の医療費は2,915億円まで縮減できると推計していました（適正化後）。

一方、2023（令和5）年度の概算医療費の実績は2,781億円でした。概算医療費は実績の約98%に相当するため、2023（令和5）年度の総医療費は約2,838億円と見込まれます。

計画策定時の推計値との差異は、77億円（県民1人当たり10,349円の医療費縮減効果）となる見込みです。

医療費推計と実績の差異

2023（令和5）年度の医療費			
推計：適正化前（第3次計画策定時の推計）	①		2,946億円
：適正化後（ " " ）	②		2,915億円
実績：概算医療費を基に見込み	③		2,838億円
2023（令和5）年度の推計と実績の差異			
推計と実績の差異	③－②		▲77億円



## 四 今後の課題および推進方策

### 1 県民の健康の保持・増進の推進

本県において、第3次福井県医療費適正化計画における特定健康診査の実施率70%以上、後期高齢者健診の実施率70%以上、特定保健指導対象者の減少率25%以上（2008（平成20）年度比）、特定保健指導の実施率45%以上、成人喫煙率12%の目標については、それぞれ達成が難しい状況であることから、引き続き第4次福井県医療費適正化計画においても、関係者の取組みを促進していく必要があります。

また、糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における70歳未満の割合の減少40%の目標については、目標を達成していますが、引き続き目標の達成を維持できるよう、取組みを続けていく必要があります。

### 2 医療の効率的な提供の推進

本県において、第3次福井県医療費適正化計画における2023（令和5）年度の後発医薬品の使用割合80%については目標を達成していますが、引き続き第4次福井県医療費適正化計画においても、後発医薬品の流通状況を踏まえた上で、関係者の取組みを促進していく必要があります。

### 3 今後の対応

上記の1および2等に対応するため、県民の健康の保持・増進の推進および医療の効率的な提供の推進に向けた取組みを進める必要があります。第4次福井県医療費適正化計画においては、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進や医療資源の適正化などの取組みを記載しており、このような取組みの実施と進捗状況についての分析を行うこととしています。